

昭和五十二年四月一日受領
答 弁 第 一 一 号

(質問の 一一)

内閣衆質八〇第一一号

昭和五十二年四月一日

内閣総理大臣 福田 赳 夫

衆議院議長 保利 茂 殿

衆議院議員小川国彦君提出航空法で指定される進入表面等に係わる障害物の存在に関する質問
に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員小川国彦君提出航空法で指定される進入表面等に係わる障害物の存在に

関する質問に対する答弁書

一、二及び三について

御質問に係る障害物件のある第一種空港等の名称等は、別表一のとおりである。

四及び五について

障害物件については、その所有者と交渉を進める等により極力除去に努めてきたところである。今後とも一層の努力を続けるが、所有者との交渉等によつては障害物件を除去できる見通しが立たない場合には、訴訟により除去を求めることとなる。

また、安全対策としては、可能なものには障害物件も考慮して航空機の出発進入経路等を定めるとともに、必要に応じ昼間障害標識及び航空障害燈による障害物件の明示等の措置を講じ

ている。

六について

昭和四十八年九月の行政管理庁の勧告には、御質問の飛行場における障害物件は、含まれていない。

七について

御質問に係る障害物件のある第三種空港等の名称等は、別表二のとおりである。

なお、除去安全対策については、四及び五についてにおいて答弁したとおりである。

八について

在日米軍の施設区域として提供している飛行場については航空法による進入表面等が設定されていないため、御質問の障害物件の有無については承知していない。

右答弁する。

別表一

第一種空港		飛行場の名称	表面の名称	同表面に係る告示年月日	物件の種類	位置	突出高	障害物件の出現時期
大阪国際空港	東京国際空港	水平表面	昭和三七・七・五	煙突二基	標点から一・六〇メートル	六〇七メートル	告示以前	
水平表面				煙突二基	七キロメートル			
三八・一二・二七				ガスタンク	標点から三・四キロメートル	五メートル	〃	
建物二棟	精溜塔			電線支持鉄塔二基	標点から二・五〇メートル	一八メートル	昭和三八・三	
水槽	吸収塔			煙突	七キロメートル	一〇メートル	四九・一一	
建物一棟				煙突	標点から三・六キロメートル	一〇メートル	四七・二	
煙突				煙突	標点から一・八〇メートル	六〇二九メートル	四九・七〇五二・二	
				煙突	標点から二・五キロメートル	七メートル	五〇・二	
				煙突	標点から二・六〇メートル	一六〇二二メートル	四六・一一	
				煙突	標点から三・〇キロメートル	一四メートル	五〇・三	

第二種 空港		函館空港		新潟空港		名古屋空港		広島空港	
進入表面 (南側)	四三・四・二三	進入表面 (南側)	三七・六・一	進入表面 (南側)	五〇・四・二三	進入表面 (北側)	四三・六・二七	水平表面	"
建物	アンテナ	建物	建物	望楼	樹木	建物	山四か所	煙突	
着陸帯から六〇メートル	二・五キロ	着陸帯から六五メートル	着陸帯から四五メートル	着陸帯から四一五メートル	着陸帯から一九〇メートル	着陸帯から一四〇メートル	標点から一・九〜二・九キロメートル	標点から三・八キロメートル	標点から二・六〜三・三キロメートル
四・八メートル	二三メートル	三・二メートル	四・四メートル	二・五メートル	四・二〜七・〇メートル	四・八〜六・七メートル	三〜二・四メートル	二〇メートル	四・二〜七・〇メートル
告示以前	五二・一	四三・一二	四〇・四	告示以前	告示以前	"	"	四九・六	"

福岡空港	高松空港						
進入表面 (南側)	進入表面 (西側)						
四七・三・二九	三二・五・六						
望楼 建物四棟 看板 電柱七本	樹木	アンテナ 煙突 クレーン 七基 電線支持 鉄塔四基 煙突 油田掘削 装置二基	着陸帯から一・九キロメートル 標点から二・八キロメートル 標点から一・三〇キロメートル 標点から二・六〇キロメートル 標点から三・〇キロメートル 標点から四・五キロメートル	着陸帯から一〇〇メートル 着陸帯から一一〇メートル 着陸帯から一五五メートル 着陸帯から三七〇メートル	一四メートル 九メートル 六〇四五メートル 四五〇メートル 一六メートル 五四メートル	四五・一二〇五 一・五 五〇・三 五〇・五 五一・一	告示以前 告示以前

		水平表面	転移表面 (東側)
		"	"
樹木	着陸帯から七九五〇メートル	七・二〇一三・一メートル	"
樹木	着陸帯から四三〇〇メートル	八・三〇八・八メートル	"
樹木	標点から一・二〇一・五キロメートル	六・四〇三五・九メートル	"
山	標点から一・一キロメートル	二五・九メートル	"
電線支持 鉄塔一〇基	標点から一・五〇三・五キロメートル	六・六〇四六・六メートル	"
樹木	標点から一・六〇二・七キロメートル	二〇・二〇四七・六メートル	"
樹木	標点から三・一〇三・七キロメートル	一・二〇一〇・二メートル	"
煙突二基	標点から二・五〇二・九キロメートル	五・三〇一八・九メートル	"
山	標点から二・六キロメートル	一七・二メートル	"
建物三棟	標点から三・二〇三・三キロメートル	五・一〇二五・二メートル	"
ボタ山二 か所	標点から三・五〇三・八キロメートル	二八・五〇三六・七メートル	"

公共施設の指定を受ける飛行隊の衛隊飛行							
札幌飛行場	宮崎空港	北九州空港					
進入表面 (南側)	進入表面 (西側)	水平表面					
三三・一二・三	四二・七・三	三二・五・六					
建物三棟 及び樹木	建物 竹藪 煙突	電線支持 鉄塔六基 電線支持 鉄塔一五基	建物 アンテナ 二基 建物二棟	標点から二・二二〇メートル	標点から二・二二〇メートル	標点から二・二二〇メートル	標点から二・二二〇メートル
着陸帯から三〇〇メートル	着陸帯から二八五メートル	標点から一・八二〇メートル	標点から二・四四〇メートル	標点から二・三二〇メートル	標点から一・七二〇メートル	標点から二・三二〇メートル	標点から一・七二〇メートル
四・三メートル	六・三メートル	一〇〇メートル	八・九メートル	一四五・五メートル	三・〇二二メートル	一四五・五メートル	三・〇二二メートル
告示以前	告示以前	告示以前	四七・三	四七・五	四九・七五	四七・三	四九・七五

別表二

第三種 空港						飛行場の名称
三宅島空港	八丈島空港	大島空港	山形空港	松本空港	佐渡空港	青森空港
水平表面 転移表面	水平表面 転移表面	水平表面	転移表面	転移表面	転移表面	転移表面
山 樹木 電柱三本	山 アスファルトプラント 樹木	山	建物	樹木	樹木	樹木
三・八〇メートル 一・五〇四メートル 一・八〇五・二メートル	三・五八メートル 四・一メートル 三・一〇五・六メートル	六六メートル	〇・六メートル	二・六〇三・二メートル	一〇五メートル	二・八メートル
告示以前 告示以後 "	告示以前 告示以後 "	告示以前	告示以後	告示以後	告示以後	告示以後

障害物件の出現
に関する告示の別
以前・以後の別

公共 施設の 旭川飛行場	与那国空港	石垣空港	宮古空港	伊江島空港	奄美空港	屋久島空港	福江空港	宇部空港	南紀白浜空港	
	水平表面	水平表面	水平表面	水平表面	水平表面	水平表面	水平表面	転移表面	水平表面	
	山	山	テレビ用鉄塔 アンテナ	山	山	山	山	建物 家庭用テレビアンテナ四本	山	
	四・三〇五・〇メートル	五八メートル	四五メートル	二八・八メートル 八・五メートル	五五メートル	一一八メートル	三八三メートル	一九三メートル	二・三メートル 〇・七〇四・六メートル	一〇メートル
	告示以前	告示以前	告示以前	告示以前	告示以前	告示以前	告示以前	告示以後 告示以前	告示以前	

指定を
受けて
いない
自衛隊
飛行場

霞浦飛行場	百里飛行場	宇都宮飛行場	霞目飛行場	松島飛行場	八戸飛行場	大湊飛行場
進入表面	進入表面 転移表面	進入表面	進入表面	進入表面 転移表面	進入表面	進入表面
外柵	樹木 樹木	樹木 建物 建物二棟	樹木 建物 電柱	樹木 建物	樹木	樹木
一・三メートル	二・〇メートル 二・〇メートル	三・〇～一四・〇メートル 四・三メートル 三・〇～四・〇メートル 〇・六～六・〇メートル	一・二～三・一メートル 〇・三～二・九メートル 一・四メートル	四・〇～一七・五メートル 八・〇メートル	〇・一～一五・〇メートル	〇・一～二・〇メートル
告示以前	告示以前 "	告示以前 " 告示以後	告示以前 告示以後 "	告示以前 "	告示以前	告示以前

	下総飛行場	入間飛行場	岐阜飛行場
転移表面	進入表面 転移表面	進入表面	進入表面 転移表面
樹木 電柱 建物 樹木 建物三棟	樹木 樹木 樹木 樹木 看板 建物 電柱	樹木	建物二棟 樹木 電柱 建物一五棟 樹木
五・一メートル 五・〇メートル 〇・七メートル 七・五〇一三・八メートル 一〇・二〇一二・五メートル 六・四メートル 二・五メートル 二・九メートル	〇・一〇一五メートル 〇・一〇一〇メートル	二・〇〇一〇・〇メートル	〇・七〇六・〇メートル 六・七メートル 五・九メートル 〇・三〇七・五メートル 六・六〇八・二メートル
" " 告示以後 " " 告示以後 " " 告示以後 " " 告示以後 " " 告示以後	" 告示以前	告示以前	" " " " 告示以前

防府飛行場	明野飛行場	浜松飛行場	
進入表面	転移表面	水平表面 転移表面	水平表面
電柱 建物	無線用鉄塔 アンテナ二基 建物 建物	ラジオ用鉄塔 テレビ用鉄塔 建物二棟 電柱 煙突 樹木	電柱 山 山
〇・一〇四・五メートル	七・五メートル 四・〇〇八・五メートル 二・三メートル 九・三メートル	六一メートル 六一メートル 一・〇〇二・五メートル 七メートル 五メートル 六・五メートル 二メートル	三・五〇八七・三メートル 八・〇〇一五・三メートル 五・七〇六・二メートル
〇・五メートル	告示以後 告示以後 告示以前	告示以後 " " " " " 告示以後	告示以前 " " "

硫黄島飛行場	新田原飛行場	目達原飛行場	小松島飛行場	
水平表面	転移表面	転移表面	進入表面	転移表面
アンテナ	樹木	アンテナ 無線塔 建物二棟	防潮堤	家庭用テレビアンテナ四本 有線放送柱四本 電柱 家庭用テレビアンテナ二本 有線放送柱
三五メートル	三メートル	三・一メートル 三・五メートル 一・七メートル	〇・一〇・七メートル	一〇五メートル 〇・一〇三メートル 〇・五〇一・〇メートル 二・五〇三・五メートル 一・五メートル
告示以前	告示以前	" " " "	告示以前	" " 告示以前 告示以後